

福岡県公報

平成26年4月1日
第3583号

目次

告示(第353号-第357号)

- 地方自治法第171条第4項の規定に基づく出納員の事務の委任 (税務課) …………… 2
- 県営住宅家賃及び県営住宅駐車場利用料の収納事務の委託 (県営住宅課) …………… 2
- 福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託 (児童家庭課) …………… 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (健康増進課) …………… 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (企画課) …………… 4
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (教育庁体育スポーツ健康課) …………… 4
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (教育庁体育スポーツ健康課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 平成26年度技能検定試験(随時実施)の公示について (職業能力開発課) …………… 6
- 平成26年度前期技能検定の公示について (職業能力開発課) …………… 8

- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) …………… 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (県民文化スポーツ課) …………… 10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (県民文化スポーツ課) …………… 10
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 10
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (中小企業振興課) …………… 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (健康増進課) …………… 15
- 指定情報処理機関の名称等の変更 (市町村支援課) …………… 15
- 指定認証機関の名称等の変更 (情報政策課) …………… 16
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 16
- 福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 19
- 福岡県営名島運動公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 20
- 福岡県営春日公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 21
- 福岡県営中央公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 22
- 福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 22
- 福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認 (公園街路課) …………… 25
- 筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) …………… 27
- 大濠公園能楽堂の利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) …………… 28
- 福岡県立ももち文化センターの利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) …………… 29
- 福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) …………… 32
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (財産活用課) …………… 42
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障害者福祉課) …………… 43
- 福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認 (新産業振興課) …………… 43
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (公園街路課) …………… 43
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 44
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 44
- 福岡県立勤労青少年文化センターの利用料金の承認 (労働政策課) …………… 45

- 福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認 (福祉総務課) ……………47
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) ……………52

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………52
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………53

- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………53

公安委員会

- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成24年福岡県条例第69号)第12条第1号ニの規定に基づく、習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ……………54

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) ……………54

告 示

福岡県告示第353号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、平成26年4月1日、出納員をして当該出納員が会計管理者から委任を受けた事務の一部を分任出納員に次のように委任させたので告示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

課又は財務担当所名	分任出納員	分任出納員の事務
-----------	-------	----------

県税事務所	県税相談窓口における県税に関する証明手数料の収納を担当する職員	県税に関する証明手数料の収納及び収納金の払込み並びに歳計現金(つり銭資金)の収納及び保管
-------	---------------------------------	--

福岡県告示第354号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅家賃及び福岡県営住宅駐車場利用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 委託先 福岡県住宅供給公社
- 2 所在地 福岡県福岡市中央区天神五丁目3番1号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第355号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

福岡県告示第356号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩544の1（次の図に示す部分に限る。）、字大平619の1（次の図に示す部分に限る。）、字竹ノ畑662の1（次の図に示す部分に限る。）、字路木811の2（次の図に示す部分に限る。）、字榎谷863
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第357号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字赤松谷352の3、358の2、字飯森岳370の2、371の21
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤松谷352の3・358の2・字飯森岳370の2・371の21（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則（平成14年福岡県規則第65号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、福岡県立病院における特別病室加算料の額の改定を行ったものであり、福岡県行

政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建設技術情報センター条例施行規則（平成7年福岡県規則第50号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部企画課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、福岡県建設技術情報センターの使用料の額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和49年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、福岡県立久留米スポーツセンターにおける附属設備等の額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成17年福岡県規則第78号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日に施行されることに伴い、福岡県立体育・スポーツ施設における附属設備等利用料金の額等の改定を行ったも

のであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年3月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ小郡、ザ・ダイソー小郡七夕通り店
- (2) 所在地 福岡県久留米市小坂井字蓮輪92番4ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
-	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

4 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
マックスバリュ小郡店 福岡県小郡市小坂井字蓮輪92番4ほか	マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店 福岡県小郡市小坂井字蓮輪92番4ほか

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
-	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年3月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字蓮輪92番4ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,221㎡	2,913㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場 (建物西側)	109台	駐車場No.1 (A棟建物西側)	120台
-	-	駐車場No.2 (B棟建物西側)	60台
合計	109台	合計	180台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物西側	11台	A棟建物西側	28台
建物西側	34台	A棟建物南西側	39台
建物敷地北側	19台	B棟建物西側	39台
合計	64台	合計	106台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物北側	45.0㎡	A棟建物北側	45.0㎡
建物西側	40.0㎡	A棟建物西側	40.0㎡
-	-	B棟建物北側	31.5㎡
合計	85.0㎡	合計	116.5㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
建物内東側	48.91㎡	A棟建物内東側	30.67㎡

-	-	B棟建物北側	5.13㎡
合計	48.91㎡	合計	35.80㎡

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間		24時間	
株式会社大創産業	-	-	午前10時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場No.1	24時間	駐車場No.1	24時間
駐車場No.2	-	駐車場No.2	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
1	建物敷地西側	2	建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	午前6時から 午後10時	荷さばき施設No.1	午前6時から 午後10時
荷さばき施設No.2	午後10時から 午前6時	荷さばき施設No.2	午後10時から 午前6時
-	-	荷さばき施設No.3	午前6時から 午後10時

公告

平成26年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種

(1) 随時3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話番号092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施（予定）日の30日前までの間、随時（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

公告

平成26年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作

業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（防食溶射作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専修学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成26年6月4日（水曜日）から同年9月9日（火曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、平成26年5月28日（水曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、造園、機械保全及びフラワー装飾	平成26年7月20日 （日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、サッシ施工、化学分析、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉及び防水施工	平成26年8月24日 （日曜日）	
(イ) 単一等級 産業洗浄		
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、商品装飾展示、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ	平成26年8月31日 （日曜日）	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、切削工具研削及びフラワー装飾	平成26年9月7日 （日曜日）	
(イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で作付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成26年4月7日（月曜日）から同年4月18日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成26年4月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成26年8月22日（金曜日）、その他の等級等については平成26年10月3日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3601番）に対して行うこと。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成24年12月6日	安河内 淳二	22487	死亡
平成25年12月18日	黒崎 守	12618	死亡
平成26年1月30日	中野 成敏	1509	死亡
平成26年2月5日	大部 浩	16585	死亡

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立もち文化センター条例施行規則（平成18年福岡県規則第68号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、附属設備等利用料金の上限額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成17年福岡県規則第72号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、附属設備等使用料及び観覧料の額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

交通事故管理システム情報分析装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(1) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成26年4月22日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
交通事故管理システム情報分析装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成26年12月1日から平成31年11月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年5月13日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

平成26年4月1日（火）から平成26年5月12日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 仕様に関する説明会の開催

次の内容にて説明会を実施する。

なお、説明会への参加は入札参加の条件ではない。

- (1) 日時

平成26年4月7日（月）午前9時30分

- (2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部1階 144会議室

- (3) 参加申込方法

福岡県警察本部交通企画課にて申込用紙配布

- (4) 説明会参加申込書提出期限

平成26年4月4日（金）午後5時45分

- (5) 説明会参加申込書提出方法

郵送（提出期限内必着）又はファックスで行う。

説明会に出席せず、説明会以降に入札説明書の交付を受ける際は、個別に仕様の説明を行う。

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

平成26年5月13日（火）午後5時45分

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

- 11 開札の場所及び日時

- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

- (2) 日時

平成26年5月14日（水）午前10時30分

- 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for a set of equipment for analysis of the traffic accident information processed/saved under the present system.

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on May 13, 2014

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel. 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町野間一丁目653番9から653番14まで、670番3、691番2、692番2、692番3、696番4、696番5、1543番3、1543番5及び1543番6、並びに野間二丁目656番5、656番9から656番97まで、665番8、671番3から671番6まで、1660番1及び1660番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡岡垣町野間一丁目1番1号
岡垣町土地開発公社
理事長 山田 敬二

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで福岡県中小企業診断実施規則（昭和41年福岡県規則第42号。以下「規則」という。）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部中小企業振興課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本件規則改正は、福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）の一部が改正されたこと及び社団法人中小企業診断協会福岡県支部が一般社団法人福岡県中小企業診断士協会として法人格を取得したことに伴い、規則において当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年4月1日

公告

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成26年3月20日から平成26年4月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に備え置きます。

公告

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）

附則第5条第1項の規定により、平成26年4月1日に地方公共団体情報システム機構が、財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を承継したので、機構法附則第5条第3項の規定により届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項の規定により、次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定情報処理機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日
平成26年4月1日

公告

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）附則第7条第1項の規定により、平成26年4月1日に地方公共団体情報システム機構が、財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したので、機構法附則第7条第2項の規定により届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第3項の規定により、次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定認証機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日
平成26年4月1日

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 利用料金の承認年月日
平成26年4月1日
- 2 名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐 車 料 等	
		利用料金 (月額)	保証金
福岡県営大里住宅	北九州市門司区	4,300円	12,900円
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区	4,000円	12,000円
福岡県営二島住宅	北九州市若松区	4,000円	12,000円
福岡県営高須住宅	北九州市若松区	3,000円	9,000円
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区	4,000円	12,000円
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区	3,000円	9,000円
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区	3,500円	10,500円
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区	4,000円	12,000円
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区	4,500円	13,500円
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区	3,000円	9,000円
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区	3,000円	9,000円
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円

福岡県営浜男住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営浜松住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営東領住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 7,000円 屋根無し 6,500円 5,000円	屋根有り 28,500円 21,000円 屋根無し 19,500円 15,000円
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区	4,200円	12,600円
福岡県営千代住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区	4,000円	12,000円
福岡県営老司住宅	福岡市南区	4,300円	12,900円
福岡県営沓岐住宅	福岡市西区	4,000円	12,000円
福岡県営内野住宅	福岡市早良区	3,500円	10,500円
福岡県営天領住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営新町住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営久福木住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営辻の前住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営開田住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営高泉住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営黒崎住宅	大牟田市	3,000円	9,000円

福岡県営小浜住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平野山住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営牟田山住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営西町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営合川住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営南町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営花園住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営高良内住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営与田住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営梅林住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営田主丸住宅	久留米市	2,500円	7,500円
福岡県営宮の陣住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営津福今町住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営東合川住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営大善寺住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営小森野住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営城島住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営林光寺住宅	直方市	3,000円	9,000円
福岡県営鯉田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営清水谷住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営相田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営有安住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営有安第二住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営立住宅	飯塚市	2,500円	7,500円
福岡県営額田中央住宅	飯塚市	2,500円	7,500円
福岡県営愛宕住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営明星寺住宅	飯塚市	3,000円	9,000円

福岡県営花瀬住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営夏吉住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営大浦住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営田川中央住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営あさひ台住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営佃住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営蒲池住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営矢留住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営南馬場住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営宅間田住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営花宗橋住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営久富住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営長浜住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営赤坂住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営高銭野住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営大坪住宅	大川市	3,000円	9,000円
福岡県営金屋住宅	行橋市	3,000円	9,000円
福岡県営新地住宅	行橋市	3,000円	9,000円
福岡県営青豊住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県営三毛門住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営池田住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営中鶴住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営大根土住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営寺福童住宅	小郡市	3,500円	10,500円
福岡県営若山住宅	小郡市	3,500円	10,500円
福岡県営二日市住宅	筑紫野市	3,500円	10,500円
福岡県営竹ノ本住宅	春日市	3,000円	9,000円
福岡県営月の浦住宅	大野城市	3,000円	9,000円

福岡県営東郷住宅	宗像市	3,000円	9,000円
福岡県営前原住宅	糸島市	3,000円	9,000円
福岡県営有田住宅	糸島市	3,000円	9,000円
福岡県営東浜山住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営さや住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営東福岡住宅	福津市	3,000円	9,000円
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営うきは住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営蓮町住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営宮田住宅	宮若市	2,500円	7,500円
福岡県営又原住宅	朝倉市	屋根有り 3,500円 屋根無し 2,500円	屋根有り 10,500円 屋根無し 7,500円
福岡県営頓田住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県営比良松住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営山野住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営漆生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営下小川住宅	みやま市	2,500円	7,500円
福岡県営渡瀬住宅	みやま市	3,000円	9,000円
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町	3,000円	9,000円
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町	3,000円	9,000円
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町	3,000円	9,000円
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町	3,500円	10,500円

福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町	3,000円	9,000円
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町	3,000円	9,000円
福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町	2,500円	7,500円
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町	2,500円	7,500円
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町	2,500円	7,500円
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町	2,500円	7,500円
福岡県営大木住宅	三潞郡大木町	3,000円	9,000円
福岡県営兼松住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市	1,500円	4,500円
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町	2,500円	7,500円
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町	2,500円	7,500円
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営方城住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町	2,500円	7,500円
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県営のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県営築城住宅	築上郡築上町	3,000円	9,000円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき

、福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営西公園、大濠公園
- 2 位置
福岡市中央区西公園、大濠公園
- 3 利用料金の承認年月日
平成26年3月31日
- 4 利用料金

(1) 集会所

イ 西公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会所	2,140円	3,210円	3,750円

ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
座敷	2,660円	3,370円	3,020円
西の間	2,420円	3,010円	2,780円
次の間	1,450円	1,920円	1,680円
立礼席	2,650円	3,470円	3,030円
茶室（全室）	8,980円	10,830円	10,090円
茶室（八畳）	5,780円	6,890円	6,520円

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一式	1,490円
	一点	30円

(2) 駐車場

都市公園名	区分	単 位	金 額	
大濠公園	普通自動車	1台	2時間以内	220円
			2時間を超えるとき 30分ごとに	160円
	中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,530円
			3時間を超えるとき 30分ごとに	250円

備考 普通自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

(3) 都市公園の一部

都市公園名	有料部分	種別	単 位	金 額			
				個 人		団 体	
				一般	児童	一般	児童
大濠公園	日本庭園	入園料	1人・1回	240円	120円	190円	95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入園料は、無料とする。
 - (1) 6歳未満の者
 - (2) 65歳以上の者
 - (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障害者
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県営名島運動公園
- 2 位置
福岡市東区名島二丁目
- 3 利用料金の承認年月日
平成26年3月31日
- 4 利用料金
 - (1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	970円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴

取した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	3,490円

(2) 庭球場

単 位	金 額
1面2時間以内	660円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営春日公園

2 位置

春日市原町三丁目

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	3,760円

備考

1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	11,180円
	60パーセント点灯	30分以内 7,940円
	40パーセント点灯	5,430円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円

(2) 庭球場

単 位	金 額
庭球場	1面2時間以内 660円
練習場	一般 1回1時間以内 140円
	学生 1回1時間以内 80円

備考

1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 球技場

単 位	金 額
4時間以内	9,740円
4時間を超えるとき1時間ごとに	2,430円

備考

- 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	78,400円
	50パーセント点灯	20,590円
	35パーセント点灯	14,530円
	17パーセント点灯	7,730円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円
温水シャワー	1人・1回	120円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営中央公園

2 位置

北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

野球場

単 位	金 額
2時間以内	480円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県営筑豊緑地

2 位置

飯塚市仁保、鹿毛馬

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	2,660円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	4,710円
スコアボード	1回	1,350円
放送設備	1回	2,480円

(2) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	660円
練習場	一般	1回1時間以内 140円
	学生	1回1時間以内 80円

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

単 位		金 額
球技場	全面	2時間以内 3,070円
	片面	
ソフトボール場	一面	2時間以内 610円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 多目的広場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額	
多目的広場の照明	球技場	全点灯	30分以内 2,050円
		半点灯	
	ソフトボール場	30分以内	820円

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	360円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区 分	単 位 ・ 金 額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

プール	夏季期間 (屋内プール)	20,450円	27,270円	24,550円	47,730円	51,820円	72,280円
	夏季期間 (屋外プール)	23,380円	31,170円		54,550円		
	温水期間 (屋内プール)	30,700円	40,930円	36,840円	71,640円	77,780円	108,480円
トレーニング室		9,260円	12,340円	11,110円	21,600円	23,460円	32,720円

ロ 個人使用の場合

区 分	単 位	金 額		
プール	夏季期間 (屋内プール・屋外プール)	2時間	一般	350円
			生徒	200円
			児童(屋内プールのみ)	150円
	2時間を超えるとき 30分ごとに	2時間を超えるとき 30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童(屋内プールのみ)	40円
	温水期間 (屋内プール)	2時間	一般	510円
			生徒	300円
			児童	200円
2時間を超えるとき 30分ごとに		2時間を超えるとき 30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
トレーニング室	2時間	一般	350円	
		小学生・生徒	180円	
	2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	180円	
		小学生・生徒	90円	

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。

- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。
- 次の者は、無料とする。
 - 65歳以上の者
 - 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - 障害者
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 プール及びトレーニングルームに附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1 回	2,480円
コインロッカー	1 回	50円
自動計時装置	1 回	3,350円
移動式電光掲示板	1 回	6,700円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 名称
福岡県営筑後広域公園
- 位置
筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷、長田
- 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

(1) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1 面 2 時間以内	660円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	530円

(2) 多目的広場

単 位		金 額	
多目的運動場	全面	2 時間以内	3,070円
	片面		1,530円
多目的広場	全面	2 時間以内	610円
	片面		300円

備考

- 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 多目的広場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額	
多目的運動場の照明	全点灯	30分以内	2,350円
	内野点灯		1,230円
	外野点灯		1,430円

(3) 研修室

単 位	施設名	金 額
1 時間	管理宿泊棟を除く	360円
	管理宿泊棟	2,050円

備考

筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、2分の1の面積で使用できるものとし、

この場合の額は、1,020円とする。

(4) 体育館

イ 占用使用の場合

区 分	単位・金額					
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
アリーナ	3,650円	4,860円	6,080円	8,520円	10,950円	14,600円

ロ 個人使用の場合

単 位	金 額	
2時間	一般	230円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

- この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表において「小学生」とは小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占用使用の場合、利用者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表によ

り算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

- 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 次の者は、無料とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

9 体育館に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(5) 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区 分	単 位 ・ 金 額	
	1 人 利 用	2 人 以 上 利 用
Sタイプ	8,610円	7,530円
Aタイプ	6,460円	5,380円
Bタイプ	5,380円	4,300円
Cタイプ	4,300円	

ロ 合宿利用の場合

単 位	金 額
1 人	1,640円

備考

- この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ14畳以上の部屋、10畳部屋、8畳部屋又は6畳部屋のことをいう。
- この表において「合宿利用」とは、8名以上が同時に備考1に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- この表中の金額は、いずれも1泊、1人当たりの料金とする。
- 表中の料金には、食事は含まない。
- 表中の料金には、浴場利用料を含む。
- 宿泊施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
浴場	1 人 ・ 1 回	510円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、筑後広域公園芸術文化交流施設の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 名称

筑後広域公園芸術文化交流施設

2 位置

筑後市大字津島1131

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

(1) 駐車場

区 分	単 位		金 額
普通自動車	1 台	2時間以内	無料
		2時間を超えると1時間ごとに	100円

(2) 本館施設及び別館施設

区 分		単 位 ・ 金 額					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大交流室	平日	9,750円	13,000円	13,000円	22,750円	26,000円	35,750円
	土・日・休日	11,700円	15,600円	15,600円	27,300円	31,200円	42,910円
教室・工房1		2,400円	3,200円	3,200円	5,610円	6,410円	8,820円
教室・工房2		2,400円	3,200円	3,200円	5,610円	6,410円	8,820円
教室・工房3		1,820円	2,420円	2,420円	4,240円	4,850円	6,670円
教室・工房4		1,720円	2,300円	2,300円	4,030円	4,600円	6,330円
教室・工房5		3,270円	4,360円	4,360円	7,630円	8,720円	11,990円
教室・工房6		1,480円	1,970円	1,970円	3,450円	3,940円	5,430円
エントランスギャラリー		1,040円	1,390円	1,390円	2,440円	2,790円	3,840円
教室・工房A		3,540円	4,730円	4,730円	8,280円	9,460円	13,010円
教室・工房B		1,510円	2,010円	2,010円	3,520円	4,030円	5,540円
教室・工房C		1,690円	2,260円	2,260円	3,960円	4,520円	6,220円

備考

- この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とはこれらの日

以外の日をいう。

2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、次のとおりとする。

(1) 超過時間が正午から午後5時までの場合

超過時間1時間につき、午後1時から午後5時までの額の1時間当たりの額

(2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合

超過時間1時間につき、午後6時から午後9時までの額の1時間当たりの額

超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

4 本館施設及び別館施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
音響装置	大交流室	1式・1回	1,700円
	教室・工房3	1式・1回	1,130円
演台・花台		1式・1回	670円
司会者台		1式・1回	200円
ダイナミックマイクロホン		1本・1回	320円
ワイヤレスマイクロホン		1本・1回	900円
卓上型マイクスタンド		1本・1回	60円
床上型マイクスタンド		1本・1回	60円
ビデオプロジェクター		1式・1回	930円
移動式スピーカー		1式・1回	460円

移動式スクリーン		1式・1回	600円
テレビモニター		1式・1回	670円
電気ろくろ		1式・1回	1,310円
電気窯	本焼	1台・1回	4,150円
	素焼	1台・1回	2,600円

備考

1 この表に掲げる設備（電気窯を除く。）の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。

2 利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、大濠公園能楽堂の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

大濠公園能楽堂

2 位置

福岡市中央区大濠公園1番5号

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

区 分	単 位 ・ 金 額				
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで

入場料を徴収しない場合	舞台	平日	11,140円	14,890円	26,030円	13,410円	28,300円
		土・日・休日	13,870円	18,640円	32,510円	16,600円	35,240円
	見所	平日	25,690円	34,330円	60,020円	30,810円	65,140円
		土・日・休日	32,170円	42,860円	75,030円	38,650円	81,510円
	楽屋	平日	6,020円	7,950円	13,970円	7,270円	15,220円
		土・日・休日	7,500円	10,000円	17,500円	8,980円	18,980円
全館	平日	42,850円	57,170円	100,020円	51,490円	108,660円	
	土・日・休日	53,540円	71,500円	125,040円	64,230円	135,730円	
入場料を徴収する場合	舞台	平日	22,280円	29,790円	52,070円	26,720円	56,510円
		土・日・休日	27,850円	37,180円	65,030円	33,420円	70,600円
	見所	平日	51,500円	68,560円	120,060円	61,850円	130,410円
		土・日・休日	64,350円	85,730円	150,080円	77,200円	162,930円
	楽屋	平日	11,930円	16,030円	27,960円	14,320円	30,350円
		土・日・休日	15,000円	20,010円	35,010円	17,960円	37,970円
全館	平日	85,710円	114,380円	200,090円	102,890円	217,270円	
	土・日・休日	107,200円	142,920円	250,120円	128,580円	271,500円	

備考

- この表において「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県立ももち文化センター
- 位置
福岡市早良区百道二丁目3番15号
- 利用料金の承認年月日
平成26年3月31日
- 利用料金
(1) 施設利用料金
ア 大ホール

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	12,170円	24,350円	36,530円	36,520円	60,880円	73,050円
土・日・休日	14,610円	29,220円	43,840円	43,830円	73,060円	87,670円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小ホール	9,740円	12,170円	12,170円	21,910円	24,340円	34,080円
2階展示ホール	5,480円	7,300円	7,300円	12,780円	14,600円	20,080円
3階展示ホール	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
特別会議室	6,570円	8,760円	8,760円	15,330円	17,520円	24,090円
会議室第1	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第2	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第3	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第4	2,670円	3,650円	3,650円	6,320円	7,300円	9,970円
会議室第5	1,330円	1,820円	1,820円	3,150円	3,640円	4,970円
会議室第6	1,330円	1,820円	1,820円	3,150円	3,640円	4,970円

第1研修室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
第2研修室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円
第3研修室	4,210円	5,620円	5,620円	9,830円	11,240円	15,450円
第4研修室	4,210円	5,620円	5,620円	9,830円	11,240円	15,450円
視聴覚教室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円
音楽室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
一般教室	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
アトリエ	4,380円	5,840円	5,840円	10,220円	11,680円	16,060円
料理教室	6,570円	8,760円	8,760円	15,330円	17,520円	24,090円
和室	3,280円	4,380円	4,380円	7,660円	8,760円	12,040円
茶室	2,190円	2,920円	2,920円	5,110円	5,840円	8,030円
練習室	4,620円	6,080円	6,080円	10,700円	12,160円	16,780円

備考

1 大ホールは、次に掲げる附属設備の額を含む。

- (1) フットライト (60ワット 19個)
- (2) ボーダーライト (150ワット 20個)

2 大ホール利用者が利用の際、第三者から入場料若しくはこれに相当する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は、電気、水道又はガスの使用料金の実費に相当する額を基本額に加算する。

4 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 利用時間を超過してセンターを利用する場合

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
------	-----------	------	--------

午前7時から午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超過2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超過2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超過する場合	100パーセントに相当する額
		1時間以内	25パーセントに相当する額
午後5時から午後9時まで（大ホールについては午後10時）まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までの額	1時間を超過2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超過する場合	100パーセントに相当する額
午後9時（大ホールについては午後10時）から午前零時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超過する場合	100パーセントに相当する額

イ 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 施設利用料金の70パーセントに相当する額

(3) 附属設備、器具等の利用料金

区分	品名	単位	金額 (1回につき)	備考
大ホール	所作台	1式	3,650円	
	平台	1枚	110円	
	仮設花道	1箇所	2,430円	
	花道用所作台	1式	1,210円	
	金屏風	1双	850円	
	銀屏風	1双	850円	
	毛せん	1枚	110円	
	上敷	1枚	110円	
	紗幕	1枚	600円	

指揮台・譜面台	1組	230円	
譜面台	1台	40円	
箱馬	1個	20円	
折たたみ馬	1個	20円	
演台	1台	600円	脇台を含む。
花台	1台	110円	
反響板	1組	2,430円	両側正面及び天井を各1組とする。
補助椅子	1脚	40円	
机	1脚	70円	
ホワイトボード	1個	110円	
木頭ツケ板	1式	110円	
吊りバトン	1個	600円	電動式
吊りバトン	1個	350円	手動式
ピアノ	1台	3,650円	調律料を含まない。
第1 ボードライト	1式	350円	150ワット
第2 ボードライト	1式	350円	150ワット
第3 ボードライト	1式	350円	150ワット
スポットライト	1台	230円	1キロワット
スポットライト	1台	170円	500ワット
アッパー水平ライト	1式	960円	200ワット
ローア水平ライト	1式	960円	200ワット
フットライト	1式	290円	60ワット
フロントサイドスポット	1台	230円	1キロワット
センターピンスポット	1台	1,210円	2キロワット
シーリングスポット	1台	230円	1キロワット
ストリップライト	1本	170円	100ワット
スタンド	1台	110円	
エフェクトマシン	1台	850円	

	ミラーボール	1台	600円	
	オーロラマシン	1台	600円	
	波マシン	1台	600円	
	ダブルマシン	1台	600円	
	ベーススタンド	1台	60円	
	先玉	1個	60円	
	拡声装置Aセット	1式	1,820円	
	拡声装置Bセット	1式	2,430円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	600円	
	マイクロホン	1本	350円	
	ワイヤレスマイクロホン1	1本	960円	1チャンネル
	録音再生機	1台	600円	
	マイクスタンド	1台	60円	
	エレベーターマイクロホン装置	1台	350円	電動式
	スクリーン	1式	1,210円	スクリーンのみ使用の場合
	楽屋	1室	600円	
	シャワー室	1室	600円	
小ホール	拡声装置A	1式	1,210円	固定式
	カセットテープレコーダー	1台	600円	
	CDプレーヤー	1台	600円	
	マイクロホン	1本	230円	有線
	ピアノ	1台	2,430円	調律料は含まない。
全館共通	コンセント	1個	110円	1キロワット
	移動式スクリーン	1式	600円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600円	
	スライド映写機	1台	600円	
	パネル	1面	60円	

パネル支柱	1脚	20円	
TVビデオセット	1式	1,210円	
レーザーポインター	1個	110円	
ワイヤレスマイクロホン2	1本	600円	
拡声装置B	1式	600円	移動式

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時（大ホールについては午後10時）までをそれぞれ1回として算定するものとする。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる金額の25パーセントに相当する額とする。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

- 名称
福岡県国際文化情報センター
- 位置
福岡市中央区天神一丁目1番1号
- 利用料金の承認年月日
平成26年3月31日
- 利用料金
(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	79,920	143,640	214,920	394,200
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	103,680	186,840	279,720	513,000
	入場料の額が3,001円以上の場合	135,000	244,080	366,120	670,680
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	95,040	171,720	258,120	473,040
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	124,200	223,560	334,800	614,520
	入場料の額が3,001円以上の場合	163,080	292,680	438,480	804,600

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	61,560	110,160	165,240	303,480
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	79,920	143,640	214,920	394,200
	入場料の額が3,001円以上の場合	103,680	186,840	279,720	513,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	73,440	131,760	198,720	363,960
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	95,040	171,720	258,120	473,040
	入場料の額が3,001円以上の場合	124,200	223,560	334,800	614,520

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	61,560	111,240	166,320	305,640
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	79,920	144,720	217,080	397,440
	入場料の額が3,001円以上の場合	104,760	189,000	282,960	519,480
	商業展示の場合	157,680	284,040	425,520	779,760
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	74,520	133,920	199,800	367,200
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	96,120	173,880	260,280	477,360
	入場料の額が3,001円以上の場合	126,360	226,800	340,200	624,240
	商業展示の場合	189,000	340,200	510,840	936,360

ウ 国際会議場

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	82,080	106,920	106,920	266,760
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	106,920	139,320	139,320	346,680
	入場料の額が3,001円以上の場合	140,400	182,520	182,520	453,600

土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	98,280	128,520	128,520	319,680
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	128,520	166,320	166,320	415,800
	入場料の額が3,001円以上の場合	167,400	218,160	218,160	543,240

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

(単位：円)

利用区分 入場料金等区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	9,720	17,280	23,760	45,360
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	12,960	22,680	30,240	59,400
	入場料の額が3,001円以上の場合	16,200	29,160	38,880	76,680
	商業展示の場合	24,840	44,280	59,400	115,560
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	11,880	20,520	28,080	54,000
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	15,120	27,000	35,640	70,200
	入場料の額が3,001円以上の場合	19,440	35,640	47,520	91,800
	商業展示の場合	29,160	52,920	71,280	138,240

(イ) セミナー室

(単位：円)

利用区分 目的区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	文化振興等	5,292	6,912	6,912	17,280
	その他	15,984	20,844	20,844	51,840

土・日・祝日	文化振興等	6,372	8,316	8,316	20,736
	その他	19,224	24,948	24,948	62,208

(ウ) 交流ギャラリー (単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	非営利目的	21,600	28,080	28,080	71,280
	営利目的	65,880	85,320	85,320	213,840
土・日・祝日	非営利目的	25,920	34,560	34,560	85,320
	営利目的	78,840	102,600	102,600	255,960

オ 会議室 (単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの 1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用
平日	大会議室	71,604	7,020	141,804
	501会議室	12,960	1,080	23,760
	502会議室	10,368	864	19,008
	503会議室	10,368	864	19,008
	601会議室	18,144	1,512	33,264
	602会議室	14,256	1,188	26,136
	603会議室	12,960	1,080	23,760
	604会議室	12,960	1,080	23,760
	605会議室	16,848	1,404	30,888
	606会議室	23,328	1,944	42,768
	607会議室	24,624	2,052	45,144
	608会議室	24,624	2,052	45,144
609会議室	10,368	864	19,008	
701会議室	10,368	864	19,008	

土・日・祝日	702会議室	10,368	864	19,008
	703会議室	10,368	864	19,008
	大会議室	88,452	7,020	158,652
	501会議室	16,200	1,080	27,000
	502会議室	12,960	864	21,600
	503会議室	12,960	864	21,600
	601会議室	22,680	1,512	37,800
	602会議室	17,820	1,188	29,700
	603会議室	16,200	1,080	27,000
	604会議室	16,200	1,080	27,000
	605会議室	21,060	1,404	35,100
	606会議室	29,160	1,944	48,600
	607会議室	30,780	2,052	51,300
	608会議室	30,780	2,052	51,300
	609会議室	12,960	864	21,600
701会議室	12,960	864	21,600	
702会議室	12,960	864	21,600	
703会議室	12,960	864	21,600	

カ 練習室 (単位：円)

施設名		利用区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:00	夜間 17:00~22:00	終日 9:00~22:00
平日	練習室 1		3,780	7,560	11,448	20,520
	練習室 2		1,404	2,916	4,320	7,776
	練習室 3		1,404	2,916	4,320	7,776
	練習室 4		756	1,404	2,160	3,888
	練習室 5		756	1,404	2,160	3,888

土・日・祝日	練習室 1	4,536	9,072	13,716	24,624
	練習室 2	1,728	3,456	5,184	9,288
	練習室 3	1,728	3,456	5,184	9,288
	練習室 4	864	1,728	2,592	4,644
	練習室 5	864	1,728	2,592	4,644

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用区分
 - (1) 会議室を除く各施設
利用区分（上表の「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。
 - (2) 会議室
ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。
イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金を時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。
- 3 入場料金等区分
 - (1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。
 - (2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもってこの表を適用する。
 - (3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、この表を適用する。
 - (4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

- (5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
- (6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

- (1) セミナー室
 - ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。
 - a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）
 - b 地域文化に関するセミナー等
 - c 国際的な学術文化に関するセミナー等
 - イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。
 - a 入場料金を徴するもの
 - b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの
 - c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの
- (2) 交流ギャラリー
 - ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - a 入場料金を徴する場合
 - b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合
 - c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合
 - イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の9割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。

(2) 会議室を除く施設において、22時以降、翌日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4 国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽屋	大楽屋1	室	3,672	(定員69人)
	大楽屋2	室	1,836	(定員30人)
	楽屋1	室	2,484	(定員3人)
	楽屋2	室	2,484	(定員3人)
	楽屋3	室	2,052	(定員2人)
	楽屋4	室	2,052	(定員2人)
	ソリスト控室	室	3,672	(定員3人) ピアノあり
	主催者控室	室	432	(定員8人)
	指揮者控室	室	4,644	(定員3人)、ピアノあり
楽器	フルコンサートピアノⅠ(外国製)	台	17,280	スタインウェイD274
	フルコンサートピアノⅡ(外国製)	台	17,280	ベーゼンドルファー290
	フルコンサートピアノⅢ(日本製)	台	9,720	ヤマハCFⅢ-S
	チェンバロ	台	9,720	DUNS TEW DAVID J.RUBIO 1971
舞 台	オーケストラピット	式	15,876	(1回当たりの金額)
	ひな段迫り	式	12,960	9分割(往復9回当たりの金額)
	プロセニウムセット	式	22,032	(1回当たりの金額)
	室内楽用音響反射板セット	式	22,032	(1回当たりの金額)
	楽士椅子	脚	108	
	楽士椅子A	式	4,320	50脚~80脚
	楽士椅子B	式	6,480	81脚以上
	譜面台	台	108	
	譜面灯	台	162	
	指揮者台セット	式	810	
	長机	台	162	
	椅子	脚	54	
	コーラス台1	台	216	H600×W1800×D600
	コーラス台2	台	216	H300×W1800×D600

照 明	金屏風	双	2,916	6曲1双 H2400
	プログラムスタンド	台	324	H1500×W420
	演台	式	864	H1100×W1400×D600
	司会者台	台	648	H1150×W750×D500
	国旗	枚	756	H1500×W2250
	県旗	枚	756	H1500×W2250
	地絨	枚	4,320	18m×11m
	Aセット	式	7,560	地明かり
	Bセット	式	16,200	反響板灯
	Cセット	式	10,800	プロセニウム標準
	Dセット	式	36,720	200KWまで
	ボーダーライト	列	1,080	
	アッパーホリゾントライト	式	3,240	
	ロアーホリゾントライト	式	2,160	
シーリングスポットライト	式	4,320		
ピンスポットライト(2KW)	台	3,672	クセノン	
コンダクタースポットライト	台	648		
スポットライト(1KW未満)	台	324		
スポットライト(1KW)	台	540		
スポットライト(1.5KW)	台	756		
スポットライト(2KW)	台	1,080		
スポットライト(3KW)	台	1,296		
ストリップライト(130W×12灯)	台	324		
ストリップライト(130W×6灯)	台	162		
PTFGスポットライト	台	3,240		
効果用スポットライト(1KW)	台	864	エフェクトマシンは含まない	
効果用スポットライト(2KW)	台	1,080	エフェクトマシンは含まない	
エフェクトマシン	台	1,080		

	ストロボ	台	1,080	
	カラーチェンジャー	台	1,080	
	照明持込料	式	12,960	持込卓がある場合
	カラーフィルター	枚	324	
	特殊電源料（1KWにつき）	KW	486	
	持込器具（1KWにつき）	KW	270	
音響	拡声装置	式	5,400	
	カセットテープレコーダー	台	1,512	
	MDプレーヤー	台	2,160	
	DAT	台	2,700	
	CDプレーヤー	台	1,512	
	3点吊マイク装置	台	1,080	マイク別
	1点吊マイク装置	台	540	マイク別
	マイクロフォン（ワイヤレス）	本	2,700	
	マイクロフォン（コンデンサ）	本	2,160	
	マイクロフォン（ダイナミック）	本	1,296	
	マイクスタンド（大型）	台	216	
	マイクスタンド（その他）	台	216	
	移動型スピーカー（大型）	台	2,160	
	移動型スピーカー（中型）	台	1,620	
	移動型スピーカー（小型）	台	1,080	
	ワイヤレスインカム	台	1,080	
	PA持込料	式	15,120	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,480	
	中継ミキサー室	式	6,480	
	TVトランクBOX	式	10,800	
ラジオトランクBOX	式	6,480		
映像	スクリーン	式	4,644	9m×3.4m
	撮影用カメラ	台	14,040	

その他	インターネット回線	式	3,240	
備考				
・料金は一利用区分あたりの料金とする。				
・平日、土日祝休日は同じ料金とする。				
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

イベントホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽屋	楽屋1（個室）	室	2,808	（定員3人）
	楽屋2（個室）	室	3,240	（定員3人）
	楽屋3（個室）	室	2,808	（定員3人）
	応接控室	室	3,240	（定員5人）
	主催者控室	室	432	（定員8人）
	控室1	室	1,188	（定員12人）
	控室2	室	1,620	（定員16人）
楽器	フルコンサートピアノ（日本製）	台	9,720	カワイEX
舞台	演台	式	864	H1125×W835×D555
	金屏風	双	2,916	6曲1双 H2400
	平台	台	324	H300×W900×D1800
	めくり台	台	486	H1500×W420
	国旗	枚	756	H900×W1350
	県旗	枚	756	H900×W1350
	譜面台	台	108	折りたたみ式
	長机	台	162	H700×W1800×D600
	長机（幕板付き）	台	162	H700×W1800×D600
	長机（料理台用）	台	162	H700×W1800×D900
Aセット	丸テーブル	台	216	900φ・H700
	椅子	脚	54	
	Bセット	式	10,800	100KWまで

照 明	アッパーホリゾントライト	色	540	
	ローアホリゾントライト (300W)	式	2,160	
	ローアホリゾントライト (130W)	式	756	
	ピンスポットライト (2KW)	台	3,672	クセノン
	ピンスポットライト (1KW)	台	2,916	ハロゲン
	スポットライト (1KW未満)	台	324	
	スポットライト (1KW)	台	540	
	スポットライト (1.5KW)	台	756	
	スポットライト (2KW)	台	1,080	
	ミラーボール	式	2,916	(600φ)
	ミラーボール	式	1,512	(300φ)
	効果用スポットライト (1KW)	台	864	
	エフェクトマシン	台	1,080	
	照明持込料	式	12,960	持込卓がある場合
	音 響	カラーフィルター	枚	324
特殊電源料 (1KWにつき)		KW	486	
持込器具 (1KWにつき)		KW	270	
拡声装置		式	5,400	
移動型操作卓		卓	4,320	カセット、CD付
カセットテープレコーダー		台	1,512	
MDプレーヤー		台	2,160	
CDプレーヤー		台	1,512	
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	2,160	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	1,404	
マイクロフォン (ダイナミック)		本	864	
マイクスタンド (大型)		台	216	
マイクスタンド (その他)	台	216		
移動型スピーカー (中型)	台	1,620		
移動型スピーカー (小型)	台	1,080		

	PA持込料	式	15,120	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,480	
	中継ミキサー室	式	6,480	
	TVトランクBOX	式	10,800	
	ラジオトランクBOX	式	6,480	
	映 像	ビデオプロジェクター	1面	17,280
S-VHS		台	2,160	
DVDプレーヤー		台	2,160	
スチールビデオ		台	1,512	
資料提示装置		台	3,240	
スクリーン		式	4,644	9m×4.7m、巻取式
その他	撮影用カメラ	台	14,040	
	インターネット回線	式	3,240	
備考				
・料金は一利用区分あたりの料金とする。				
・平日、土日祝休日は同じ料金とする。				
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

ウ 国際会議場

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽 屋	VIPルーム	室	19,440	(定員約10人)
	特別控室1	室	4,536	(定員約7人)
	特別控室2	室	7,452	(定員約8人)
	特別控室3	室	3,348	(定員約5人)
	特別控室4	室	3,348	(定員約5人)
	特別控室5	室	4,212	(定員約6人)
舞台	金屏風	双	2,916	6曲、W750×H2700
照 明	ピンスポットライト (1KW)	台	2,916	ハロゲン
	特殊電源料 (1KW)	KW	486	
	持込器具 (1KW)	KW	270	

音響	拡声装置	式	3,240	
	カセットテープレコーダー	台	1,512	
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,512	
	DAT	台	2,700	
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	1,620	
	マイクロフォン (ダイナミック)	本	432	
	マイクロフォン (ユニットマイク)	本	864	
	マイクスタンド (大型)	台	216	
	マイクスタンド (その他)	台	216	
	移動型スピーカー (大型)	台	1,728	
PA持込料	式	15,120		
映像	ビデオプロジェクター	面	7,560	120インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,160	
	OHP (スクリーン含む)	式	1,620	
	撮影用カメラ	台	14,040	
	資料提示装置	台	3,240	
	AVワゴン	台	5,400	37型TV、DVDプレーヤー
その他	パネルスクリーン	式	2,160	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
	同時通訳装置	式	16,200	6チャンネル、レーザーなし
	同時通訳者ブース	室	1,080	
	インターネット回線	式	3,240	
備考				
・料金は一利用区分あたりの料金とする。				
・平日、土日祝休日は同じ料金とする。				
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,320	ヤマハC7E
舞台	演台	台	864	700×500×1000
照明	調光装置	式	2,700	
	スポットライト (1KW未満)	台	324	
	照明持込料	式	12,960	持込卓がある場合
	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	486	
	持込器具 (1KWにつき)	KW	270	
	音響	拡声装置	式	2,700
MDプレーヤー		台	2,160	
CDプレーヤー、CD-MDラジカセ		台	1,512	
DAT		台	2,700	
カセットテープレコーダー		台	1,512	
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	2,160	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	864	
マイクロフォン (ダイナミック)		本	432	
マイクスタンド (卓上型)		本	216	
マイクスタンド (ブーム型)		本	216	
移動型スピーカー		台	1,080	
PA持込料		式	15,120	
音響反射板		式	2,160	
TVトランクBOX		式	6,480	
ラジオトランクBOX	式	6,480		
映像	ビデオプロジェクター	面	8,640	150インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,160	
	OHP (スクリーン含む)	台	1,620	スクリーンサイズ1.8m×1.8m
	OHC	台	3,240	書画カメラ

その他	インターネット回線	式	3,240	
	パネルスクリーン	式	2,160	5枚、1.8m×1.8m 折りたたみ式
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 				

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金(円)	内容
音響	コントロール卓	式	2,700	カセットデッキ(セミナー室2のみ)
	マイクロフォン(ダイナミック)	本	432	
	マイクスタンド(床上型)	台	216	
	マイクスタンド(卓上型)	台	216	
	ワイヤレスマイク	本	1,620	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能
	ポータブルアンプ	式	1,620	
	CD・MDラジカセ	台	1,512	
	映像	AVワゴン	台	5,400
OHC		式	3,240	書画カメラ
OHP(スクリーン含む)		式	1,620	スクリーンサイズは1.8m×1.8m
スライド映写機		台	1,620	S-AVハロゲンスライド
DVDプレーヤー		台	2,160	
その他	パネルスクリーン	枚	540	1800×1800 折りたたみ式
	インターネット回線	式	3,240	
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内容
照明	スポットライト(130KW)	台	270	
	スポットライト(85KW・100KW)	台	216	
	特殊電源料(1KWにつき)	KW	486	
	持込器具(1KWにつき)	KW	270	
音響	コントロール卓	式	2,160	カセットデッキ、CDプレーヤー
	マイクロフォン(有線)	本	432	
	マイクスタンド(床上型)	個	216	
	マイクスタンド(卓上型)	個	216	
	ポータブルアンプ	式	1,620	カセットデッキ及び有線マイク1本付属
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,620	ポータブルアンプ専用
	CD-MDラジカセ	台	1,512	
映像	AVワゴン	式	5,400	37型TV、DVDプレーヤー
	S-VHS	台	2,160	
	OHP(スクリーン含む)	式	1,620	スクリーンサイズは1.8m×1.8m
	DVDプレーヤー	台	2,160	
その他	可動パネル	枚	216	1200×2400
	展示台	台	216	750×600×700
	展示ステージ	台	216	750×600×185
	インターネット回線	式	3,240	利用区分なし
備考				
<ul style="list-style-type: none"> ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 				

オ 会議室

部門	品名	単位	料金(円)		内容
			大会議室	会議室	
照明	特殊電源料(1KWにつき)	KW	486		
	持込器具(1KWにつき)	KW	270		
音響	拡声装置	式	3,240		
	ポータブルアンプ	式		1,620	カセット、マイク1
	レクチュア台	式		2,160	カセット、マイク1
	録音卓	台		1,620	カセット、マイク2 (拡声なし)
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,620	1,620	
	マイクロフォン(ダイナミック)	本	432	432	
	マイクスタンド(大型)	台	216	216	
	マイクスタンド(卓上型)	台	216	216	
	カセットデッキ	台	1,512		
	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,512	1,512	
映像	ビデオプロジェクター	面	6,480		100インチ
	AVワゴン	式		5,400	37型TV、DVDプレーヤー
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,160		
	OHP(スクリーン含む)	台	1,620	1,620	
	OHC		3,240	3,240	書画カメラ
	スライドテレビコンバーター	台	3,780		
その他	パネルスクリーン(パーティション)	式	2,160	540	大会議室5枚一式、 会議室1枚料金
	インターネット回線	式	3,240	3,240	
備考 ・料金は、1日1回あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。					

カ 練習室

部門	品名	単位	料金(円)	備考
楽器	フルコンサートピアノ(日本製)	台	7,560	カワイGS100、練習室1
	セミコンサートピアノ(日本製)	台	4,320	カワイCA70N、練習室3
舞台	楽士椅子	脚	108	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	108	
音響	移動型操作卓	台	4,320	カセットデッキ、CD、MD
	マイクロフォン(ダイナミック)	本	324	
	マイクスタンド	台	216	
	移動型スピーカー	台	2,160	2台セット
備考 ・料金は一利用区分あたりの料金とする。 ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則(昭和56年福岡県規則第15号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図

る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行に伴い、行政財産の使用料の額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

厚生労働省が意見公募手続をとった上で改正を行った身体障害認定基準の内容と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月28日

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立飯塚研究開発センター

2 位置

飯塚市川津680番地の41

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金（平成26年4月1日以降）

(1) 研修会議室等

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間ごと
多目的ホール	9,870円	13,160円	9,870円	23,040円	23,040円	32,910円	3,290円
大研修室	6,580円	8,770円	6,580円	15,360円	15,360円	21,940円	2,190円
研修会議室	1時間につき1,090円						

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

品名	単位	金額
ビデオプロジェクターシステム	1式（1時間）	1,070円
オーバーヘッドプロジェクター	1台（1時間）	410円

(2) 研究開発室等

種別	単位	金額
研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,190円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,840円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,190円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,840円

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市公園条例施行規則（昭和52年福

岡県規則第27号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)が平成26年4月1日から施行されることに伴い、公園施設の附属設備等の利用料金の上限額の改定を行ったほか、筑後広域公園芸術文化交流施設の所管換等に伴う規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号及び第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会

(2) 代表者の氏名

中島 秀幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市内野3313番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、内野及び周辺地域の住民に対して、内野宿の町並みをはじめとした飯塚及び周辺地域の歴史的文化遺産等の調査研究及び保存活用並びに伝統工法の継承、自然遺産の保護と活用等に関する事業を行い、自然と調和した文化的景観を活かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPOまほろばの郷

(2) 代表者の氏名

櫻井 眞澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字田原1360番地の2

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者自立支援法に基づく就労支援・障害者福祉サービスなどの自立支援事業及び放課後学童に対する学習、創作活動支援を行うことにより、全ての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

る。
(変更後)

この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労支援・障害者福祉サービスなどの自立支援事業及び放課後学童に対する学習、創作活動支援を行うことにより、全ての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

2 位置

北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

3 利用料金の承認年月日

平成26年4月1日

4 利用料金

(1) 施設利用料金

ア 小ホール

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
平日	6,570円	9,860円	9,860円	16,430円	19,720円	26,290円
土・日・休日	7,890円	11,830円	11,830円	19,720円	23,660円	31,550円

イ 本館各施設

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
展示ホール	2,370円	3,550円	3,550円	5,920円	7,100円	9,470円
第一会議室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円
第二会議室	730円	1,090円	1,090円	1,820円	2,180円	2,910円
第三会議室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円
第一研修室	1,820円	2,730円	2,730円	4,550円	5,460円	7,280円
第二研修室	1,460円	2,190円	2,190円	3,650円	4,380円	5,840円
美術室	1,460円	2,190円	2,190円	3,650円	4,380円	5,840円
音楽室	1,270円	1,910円	1,910円	3,180円	3,820円	5,090円
写真室	1,270円	1,910円	1,910円	3,180円	3,820円	5,090円
茶室	360円	540円	540円	900円	1,080円	1,440円
和室	540円	810円	810円	1,350円	1,620円	2,160円

ウ 体育館

占用利用

区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	平日	4,190円	5,590円	5,590円	9,780円	11,180円	15,370円
	土・日・休日	5,160円	6,890円	6,890円	12,050円	13,780円	18,940円
その他の各施設	平日	710円	1,090円	1,090円	1,800円	2,180円	2,890円
	土・日・休日	710円	1,090円	1,090円	1,800円	2,180円	2,890円

個人利用

区 分		小・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	2時間につき	50円	70円	120円

エ プール

区 分		基本料金 (2時間以内)	超過料金 (30分以内)
一般	個人	180円	60円
	団体	1人につき 160円	

普通券	勤労青少年・生徒	個人	120円	30円
		団体	1人につき 110円	
小学生		個人	70円	20円
		団体	1人につき 60円	
回数券	一般	10回分	1,620円	
	勤労青少年・生徒	〃	1,080円	
	小学生	〃	630円	

オ 庭球場

区 分		料金（2時間以内）	
普通券	一般		260円
	勤労青少年・生徒		130円
	小学生		90円
回数券	一般	10回分	2,340円
	勤労青少年・生徒	〃	1,170円
	小学生	〃	810円
占用利用	1面1回		1,360円

備考

- 小ホール利用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合、営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 利用者が利用の際特別な設備を設置した場合は規則で定めるところにより、電気、水道又はガスの使用料金の実質に相当する額を基本額に加算して徴収する。
- 「土・日・休日」とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- 「占用利用」とは、競技大会、練習会等において、センターの施設を独占的に利用する場合を、「個人利用」とは、占用利用以外の場合をいう。
- 「小・中学生」とは小学校児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程に在

籍する生徒を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒を、「勤労青少年」とは規則で定めるところにより就労している旨の証明を受けた者をいい、「一般」とは小・中学生、高校生及び勤労青少年以外の者を、「生徒」とは中学生、高等学校又は中等教育学校の生徒をいう。

6 回数券による利用は、1日1回に限るものとし、その利用時間は2時間を超えることができないものとする。

7 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

(2) 超過利用料金等

ア 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占用利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前7時から 午前9時まで	施設利用料金に掲げる午前9時から正午までの額	1時間以内	50パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	100パーセントに相当する額
正午から午後 5時まで	施設利用料金に掲げる午後1時から午後5時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額
午後5時から 午後9時まで	施設利用料金に掲げる午後6時から午後9時までの額	1時間以内	25パーセントに相当する額
		1時間を超え2時間以内	50パーセントに相当する額
		2時間を超える場合	100パーセントに相当する額

イ 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
1時間未満	施設利用料金に掲げる額の50パーセントに相当する額
1時間以上2時間以内	施設利用料金に掲げる額

ウ 小ホールの利用者が、練習、準備等のために小ホールを利用する場合施設利用料金に定める額の70パーセントに相当する額

エ 体育館の競技場の一部を占用利用する場合

施設利用料金に定める額に当該競技場総面積に占める占用利用する面積の割合を乗じて得た額

(3) 附属設備等利用料金

区 分	品 名	単 位	金 額 (1回につき)	備 考
小ホール	ボーダーライト	1式	360円	100ワット
	アッパーホリズンライト	1式	480円	500ワット
	サスペンションライト	1台	180円	500ワット
	シーリングスポットライト	1式	730円	500ワット
	スタンド	1台	110円	
	拡声装置	1式	2,430円	
	マイクロホン	1本	360円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	970円	1チャンネル
	テープレコーダー	1台	600円	
	レコードプレーヤー	1台	600円	
	スクリーン	1式	1,210円	スクリーンのみ利用の場合
	コンセント	1個	110円	
	一六ミリ映写機	1台	2,430円	
	演台	1台	240円	
	ピアノ	1台	1,210円	調律料は含まない。
ピンスポットライト	1台	600円		
金屏風	1双	600円		
音楽室	ステレオ	1式	1,210円	
	ピアノ(アップライト)	1台	1,210円	
体育館	ストップウォッチ	1個	60円	
	フロアシート	1枚	110円	
	コインロッカー	1口	50円	

全館共通	長机	1脚	60円	
	折りたたみ椅子	1脚	20円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600円	
	黒板	1台	110円	
	スライド映写機	1台	600円	

備考

- この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 1回の利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に掲げる額の25パーセントに相当する額とする。ただし、コインロッカーについてはこの限りでない。
- 前項の場合において、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

- 福岡県男女共同参画センター
- 福岡県総合福祉センター

2 位置

春日市原町三丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

平成26年3月31日

4 利用料金

(1) 福岡県男女共同参画センター

ア 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
音楽室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
工芸室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
スタジオ	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円
OAルーム	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円
スタディールーム	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
セミナールーム	A	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	5,530円
	B	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	7,720円
	C	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	5,530円
フィットネスルーム	2,500円	3,340円	3,030円	5,840円	6,370円	8,870円

備考

- 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、

1時間として計算する。

- 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
- 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額
音楽室	音響装置	1式（1回）	1,120円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,140円
セミナールーム	ビデオプロジェクター	1式（1回）	940円
	スライド映写機	1式（1回）	560円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	560円
	ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	330円
	ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	900円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円
サロン	団体専用ロッカー	1口（1月）	310円

（備考）

- この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。
- 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

種類	単位	区分	料金(1人)
フィットネスルーム	2時間	一般	200円
		児童・生徒	100円

備考

- 「個人使用」とは、占有使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。
- 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
クローバーホール	7,210円	9,610円	8,670円	16,820円	18,280円	25,490円
第1和室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
第2和室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
第3和室	A	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円
	B	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円
501研修室	3,760円	5,010円	4,490円	8,770円	9,500円	13,260円
502研修室	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円

503研修室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
504研修室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
505研修室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
506研修室	A	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円
	B	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円
507研修室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
508研修室	A	2,820円	3,760円	3,340円	6,580円	7,100円
	B	2,500円	3,340円	3,030円	5,840円	6,370円
学習室	1,880円	2,500円	2,290円	4,380円	4,790円	6,670円
視聴覚室	1,560円	2,090円	1,880円	3,650円	3,970円	5,530円
創作工房	2,190円	2,920円	2,610円	5,110円	5,530円	7,720円
作品展示室	620円	830円	730円	1,450円	1,560円	2,180円
調理実習室	5,950円	7,940円	7,100円	13,890円	15,040円	20,990円

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占有使用の場合の利用料金

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	20,070円	26,760円	24,040円	46,830円	50,800円	70,870円
体育館	3,760円	5,010円	4,490円	8,770円	9,500円	13,260円
プール	夏季期間	17,560円	23,410円	21,110円	40,970円	44,520円
	温水期間	26,340円	35,120円	31,570円	61,460円	66,690円
卓球室 1室	940円	1,250円	1,140円	2,190円	2,390円	3,330円
トレーニング室	7,210円	9,610円	8,670円	16,820円	18,280円	25,490円
アーチェリー場	2,820円	3,760円	3,340円	6,580円	7,100円	9,920円

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種類	単位	区分	料金(1人)
体育館・卓球室	2時間	一般	310円
		児童・生徒	150円

プール	夏季期間	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童	150円
	温水期間	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
トレーニング室		2時間	一般	360円
			小学生・生徒	180円
アーチェリー場		2時間	一般	310円
			高校生	150円

ウ 屋外施設利用料金

区 分		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時から午 後5時まで
グラウンド		1,560円	2,090円	3,650円
ゲートボール場	1面	940円	1,250円	2,190円

エ 宿泊室利用料金

種 類	単 位	料 金 (1人)
宿泊室	1泊	3,130円

オ 駐車場利用料金

種 類	単 位	料 金 (1台)
駐車場	2時間以内	無料
	2時間を超えるとき30分ごとに	150円

備考

- 「占有使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準

ずる者をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

- 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占有使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。
 - 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額
 - 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
 - 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外

施設の場合を除く。)

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額	備 考
大ホール	演台・花台	1式(1回)	670円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	つりバトン	1式(1回)	560円	
	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパーホリゾントライト	1式(1回)	900円	
	ロアーホリゾントライト	1式(1回)	900円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	310円	1.5キロワット
	フォロースポット	1台(1回)	1,120円	2キロワット
	フットライト	1式(1回)	280円	
	音響装置	1式(1回)	1,700円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
	移動型スピーカー	1式(1回)	470円	
はね返しスピーカー	1式(1回)	310円		
クローバーホール	演台・花台	1式(1回)	670円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	

	いす	1脚(1回)	40円	
	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパーホリゾントライト	1式(1回)	900円	
	ロアーホリゾントライト	1式(1回)	900円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	フロントサイドライト	1台(1回)	210円	1キロワット
	スタンド	1式(1回)	110円	
	音響装置	1式(1回)	1,700円	
	つりマイク装置	1式(1回)	330円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	730円	
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
	映写機	1式(1回)	4,540円	
	ステージスピーカー	1式(1回)	470円	
	はね返しスピーカー	1式(1回)	310円	
研修室	音響装置	1式(1回)	1,120円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	940円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
視聴覚室	音響装置	1式(1回)	1,120円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	940円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	560円	
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	900円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	

その他	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	560円	
	資料提示装置	1式(1回)	940円	
	スライド映写機	1式(1回)	560円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	560円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	670円	
	コンデンサーマイクロホン	1本(1回)	560円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	900円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	コインロッカー	1口(1回)	100円	
体育館施設	電光得点表示盤	1式(1回)	830円	
	フロアシート	1枚(1回)	270円	
	プール自動計時装置	1式(1回)	1,040円	

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
 - ② 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- 8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、

その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。

- 10 駐車場を2時間を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成26年4月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）が平成26年4月1日から施行されることに伴い、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの附属設備等の利用料金上限額を改定するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年3月31日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成26年3月2日現在（行橋

市については3月4日現在)における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年4月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,563

福岡県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成26年3月2日現在(行橋市については3月4日現在)における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年4月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

616,015

福岡県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成26年3月2日現在(行橋市については3月4日現在)における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年4月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,187
北九州市小倉北区	49,917

北九州市小倉南区	57,904
北九州市若松区	23,239
北九州市八幡東区	19,964
北九州市八幡西区	69,926
北九州市戸畑区	16,402
福岡市東区	76,942
福岡市博多区	58,077
福岡市中央区	49,276
福岡市南区	67,527
福岡市城南区	33,006
福岡市早良区	56,527
福岡市西区	52,080
大牟田市	34,095
久留米市	81,524
直方市	15,890
飯塚市・嘉穂郡	39,679
田川市	13,665
柳川市	19,231
八女市	11,192
筑後市	12,974
大川市・三潞郡	14,057
行橋市	19,636
中間市	12,391
小郡市・三井郡	19,787
筑紫野市	27,117
春日市	28,909
大野城市	25,755
宗像市	26,089

太宰府市	19,018
古賀市	15,614
福津市	15,796
うきは市	8,650
宮若市・鞍手郡	15,325
嘉麻市	11,660
朝倉市・朝倉郡	24,193
みやま市	11,227
前原市・糸島郡	26,914
筑紫郡	12,797
糟屋郡	57,876
遠賀郡	26,344
八女郡	12,863
田川郡	23,316
京都郡	15,493
築上郡・豊前市	17,004

公安委員会

福岡県公安委員会告示第82号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号二の規定に基づき、同号二の日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成26年4月1日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成26年5月3日～平成26年5月4日	福岡市の全地域
平成26年7月1日～平成26年7月15日	
平成26年7月18日～平成26年7月20日	北九州市の全地域
平成26年7月25日～平成26年7月27日	
平成26年8月2日～平成26年8月3日	

平成26年8月3日～平成26年8月5日

久留米市の全地域

収用委員会

福岡県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成26年4月1日

福岡県収用委員会

- 起業者の名称
北九州市
- 事業の種類
一級河川遠賀川水系江川改修工事（左岸・福岡県北九州市若松区大字猿住地内から同区大字弘川地内まで及び右岸・福岡県北九州市若松区大字小敷地内から同市八幡西区御開五丁目地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [() は公簿地積]
北九州市若松区大字塩屋字梶島	878番1	田	739.94 (739) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積739.94平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 土地所有者の氏名及び住所
社川重美（持分4分の1）
北九州市八幡西区屋敷一丁目2番6号
社川すま子（持分4分の1）
北九州市八幡西区里中二丁目7番2号
社川司（持分4分の1）
北九州市八幡西区香月西三丁目8番1-405号
下山久江（持分4分の1）

北九州市八幡西区穴生四丁目3番1-502号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 社川澄子

北九州市八幡西区則松六丁目7番9号

所有権移転請求権仮登記権及び抵当権

(2) 登記名義人満尾武雄の相続人

満尾サツキ（持分2分の1）

北九州市小倉北区熊本二丁目9番11号

満尾博武（持分4分の1）

北九州市小倉北区熊本二丁目9番11号

森田玲子（持分4分の1）

東京都新宿区若葉一丁目10番地65

社川司持分抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年3月14日